



平成 29 年 9 月 8 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
 会 社 名 アクセルマーク株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 尾下 順治
 (コード番号：3624 東証マザーズ)

**第三者割当による行使許可条項付
 行使価額修正条項付第 16 回新株予約権・第 17 回乃至第 18 回新株予約権・
 行使価額修正選択権付第 19 回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 8 日付の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当てによるアクセルマーク株式会社第 16 回乃至第 19 回新株予約権（以下、それぞれを「第 16 回新株予約権」、「第 17 回新株予約権」、「第 18 回新株予約権」及び「第 19 回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で新株予約権買取契約（行使価額修正条項付新株予約権及び行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）を締結すること（以下「本発行」といいます。）を決議しましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 9 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	9,000 個 第 16 回新株予約権 3,000 個 第 17 回新株予約権 2,500 個 第 18 回新株予約権 2,000 個 第 19 回新株予約権 1,500 個
(3) 発行価額	総額 2,254,000 円（第 16 回新株予約権 1 個当たり 270 円、第 17 回新株予約権 1 個当たり 253 円、第 18 回新株予約権 1 個当たり 240 円、第 19 回新株予約権 1 個当たり 221 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	900,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 16 回新株予約権 300,000 株 第 17 回新株予約権 250,000 株 第 18 回新株予約権 200,000 株 第 19 回新株予約権 150,000 株 第 16 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 300,000 株です。 また、第 19 回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

	数は 150,000 株です。
(5) 調達資金の額	2,203,254,000 円 (注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第 16 回新株予約権 1,525 円 第 17 回新株予約権 2,500 円 第 18 回新株予約権 3,000 円 第 19 回新株予約権 3,500 円</p> <p>第 16 回新株予約権の行使価額は、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 16 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円 (別紙第 16 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。)、上限行使価額はありません。</p> <p>第 17 回及び第 18 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 19 回新株予約権については、当社は平成 29 年 9 月 25 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者 (以下「本新株予約権者」といいます。) に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、第 19 回新株予約権の行使価額は、第 19 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 19 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円 (別紙第 19 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。)、上限行使価額はありません。但し、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。</p> <p>①金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②本新株予約権の買取契約に定義される行使許可期間内である場合</p> <p>なお、第 16 回新株予約権及び第 19 回新株予約権の下限行使価額は平成 29 年 9 月 7 日の東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定されていることから、本新株予約権の行使は全て発行決議日の直前取引日の終値よりも高い水準でのみ行われることとなります。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	<p>当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、行使価額修正条項の有無に関わらず、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日 (同日を含み、行使許可書の到達が取引所における取引時間終了後の場合にはその翌日とします。以下同じです。) から 30 営業日の期間 (以下「行使許可期間」といいます。) に、当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。また、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

第 17 回乃至第 19 回新株予約権については、行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。また行使許可条項により、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の行使許可なくして新株予約権の行使ができない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。当社は、行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断いたします。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、第 19 回新株予約権については、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度開示を行います。

2. 募集の目的及び理由

当社は、インターネットを通じて、エンターテインメントをより多くの人に、たくさん届けることを当社の使命と捉え、「楽しいで世界をつなぐ」を経営理念として、モバイルゲーム事業と広告事業を柱に事業展開を行っております。

平成 28 年 9 月期は、当社グループの親会社の異動を受け、新たな経営体制にて「次世代を担う新たなコアサービスの創出」を事業戦略に掲げ、迅速な意思決定による機動的な経営とモバイルゲーム事業におけるオリジナル IP のゲームタイトル開発、ゲームタイトルの自社配信に向け積極的な投資を行ってまいりました。この結果、平成 28 年 4 月には当社では初となるオリジナル IP、オリジナルタイトルのスマートフォン向けゲームタイトル「ワールドクロスサガ -時と少女と鏡の扉-」の配信を開始し、その後もスマートフォンに留まらず PC や海外での配信を行っております。

平成 29 年 9 月期は通期戦略に「持続的成長構造の構築」掲げ、既存のコアサービスからの収益回収及び新規サービスへの再投資による事業規模の拡大を企図し、複数のゲームタイトルを開発中であり、継続的に提供するタイトル数やゲームジャンルの拡充を進めております。また当該戦略の一環として、平成 29 年 2 月よりゲーム内に登場するキャラクターの公式ライセンス衣装等の受注製作・販売を行うサービス「coscrea（コスクレア）」を開始する等、既存事業周辺領域における事業領域の拡大も推進しております。

現在、当社の中心事業であるモバイルインターネット関連事業を取り巻く環境は、スマートフォンの世帯保有率が平成 22 年の 9.7%から平成 28 年には 71.8%まで増加（総務省「通信利用動向調査」より）しており、スマートフォン端末の高性能化、通信速度の向上により、モバイル端末上で表現されるコンテンツに求められるクオリティの水準が年々上昇しております。モバイルゲーム事業のゲーム開発では、ゲーム性や表現力を高めることによって既に市場にリリースされているタイトルとの差別化を図るの必要があり、当社においてもゲームの世界観やストーリー、ゲームシステム等をより詳細に設定、構築することでそれらを高める取り組みを行っております。そのため、各開発プロセスにおける開発及び制作の工数が増え、開発人員数、制作費等の外注費の増加、サービス提供までにかかる開発期間が長期化しているため、開発コストが増しております。

また、モバイルゲーム市場は、今後も規模の拡大が見込まれる一方、競争環境が激化しており、継続的な事業成長のためには、より高いオリジナリティとクオリティを提供し続けていくことが肝要であると同時に、戦略的かつ効率的なプロモーションの必要性がこれまで以上に高まってきていると考えております。

このような市場環境を踏まえ、さらにオリジナリティ及びクオリティの高いコンテンツを提供していくため、人件費や外注費をはじめとしたモバイルゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用の確保、多様な潜在顧客に対するサービスの認知度向上のためのインターネット広告やマス広告、リアルイベント、キャンペーン等の多面的なプロモーション、ゲーム開発等の技術力・制作力の強化や周辺事業への機動的な展開を目的とした M&A や資本・業務提携の重要性が高まっていると考えております。

そこで開発費用、広告宣伝費及び M&A や資本業務提携への充当を目的として、平成 29 年 9 月 8 日、本新株予約権の発行を決定致しました。本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達できる資金の額は合計 2,209,754,000 円（差引手取概算額の合計 2,203,254,000 円）となる予定です。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本発行は、ドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割り当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権は、行使価額修正条項の有無に関わらず、全ての新株予約権に行使許可条項が付されており、ドイツ銀行ロンドン支店は当社による行使許可なくして本新株予約権の行使ができない仕組みとなっております。

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の到達日から 30 営業日の期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の 1 ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。但し、本新株予約権に関する行使許可期間中は、本新株予約権を取得することはできません。

また、本発行の特徴として、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」である第 17 回乃至第 19 回新株予約権に加え、当該プログラムの補完を目的として行使価額修正条項付の第 16 回新株予約権を同時に発行しております（以下、「本スキーム」といいます。）。各新株予約権の概要は以下の通りです。

(i) 第 16 回新株予約権

第 16 回新株予約権は、行使価額修正条項に基づき、株価状況に応じて機動的に資金調達を行うことを目的としております。昨今の市況環境下では、当社事業及び業績が良好な局面においても、これらが投資家に評価され、株価に反映されるまでに時間を要する可能性があります。このような局面においても、当社の中長期的な事業成長に必要な資金ニーズが発生する可能性があり、行使価額修正条項が付された第 16 回新株予約権を発行することにより、当該資金ニーズの機動的な充足を企図しております。

第 16 回新株予約権についても、第 17 回乃至第 19 回新株予約権と同様に行使許可条項が付されており、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店は、当社の行使許可なくして行使ができない仕組みとなっております。また、第 16 回新株予約権の下限行使価額は、平成 29 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定しており、当該水準よりも低い価格で行使及び新株式の発行が行われることはありません。なお、第 16 回新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されるため、行使価額が修正される頻度が 6 ヶ月に一度以上となる可能性があることから、取引所の定める「有価証券市場規程」第 410 条第 1 項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」（以下、「MSCB 等」といいます。）に該当します。

(ii) 第 17 回乃至第 19 回新株予約権（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）

第 17 回乃至第 19 回新株予約権は、それぞれ行使価額が 2,500 円、3,000 円及び 3,500 円に設定されており、これらは当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定した目標株価（ターゲット株価）です。3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）することを企図しております。ターゲット・イシュー・プログラムは、現状対比高い株価でのみ希薄化が生じる観点から、既存株主の利益に配慮したものであると同時に、当社にとって現状株価対比でより有利な価格で調達が可能です。また、ターゲット株価を段階的に設定することで、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化すると共に、当社の中長期的な業績や企業価値の向上とそれらに応じた資金調達を組み合わせることができるスキームとなっております。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

第 19 回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。第 16 回新株予約権と同様に当社資金ニーズの機動的な充足のほか、行使期間中に株価が固定行使価額を上回って上昇した場合の調達資金の増額を企図しており、行使価額修正選択権の行使の有無は、当社財務状況や株価状況に応じて慎重に判断する所存です。なお、第 19 回新株予約権の下限行使価額は、平成 29 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定しており、当該水準よりも低い価格で行使及び新株式の発行が行われることはありません。

本スキームには行使許可条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可申請がなされた都度、当社が許可の可否を判断することができます。なお、第 17 回及び第 18 回新株予約権には修正条項が付されていないことから、「MSCB 等」には該当しません。一方、第 19 回新株予約権の行使価額は、行使価額修正条項により、行使価額が修正される頻度が 6 ヶ月に一度以上となる可能性があることから、「MSCB 等」に該当します。

	第 16 回新株予約権	第 17 回新株予約権	第 18 回新株予約権	第 19 回新株予約権
発行数	3,000 個	2,500 個	2,000 個	1,500 個
発行価額の総額	810,000 円	632,500 円	480,000 円	331,500 円
発行価額	270 円	253 円	240 円	221 円
行使価額	1,525 円	2,500 円	3,000 円	3,500 円
行使価額の修正	有	無	無	有
行使期間	3 年間	3 年間	3 年間	3 年間
行使許可条項	有	有	有	有

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができます。本スキームには以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットがありますが、既存株主への影響を抑えながら、当社が自ら設定した株価水準で資金調達を行うことが可能であることから、「(iii) 他の資金調達方法との比較」に記載の通り、他の資金調達方法を含めて検討した結果、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載している当社の資金使途は、全てが同時に発生する性質のものではなく、事業進捗に応じて段階的に発生するものです。本スキームは事業進捗に応じた株価の上昇に伴い段階的に資金調達が達成される手法であり、当社の資金需要に合致した調達が可能になると考え、これを採用することを決定しました。

また、現状株価よりも高い固定行使価額での調達（第 17 回乃至第 19 回新株予約権）に加え、行使価額修正条項を付した第 16 回新株予約権を組み合わせることで、比較的早期の資金需要の発生が想定される①モバイルゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用に対応した機動的な資金調達が可能となると考えております。第 19 回新株予約権については、「(3) 本スキームの特徴」に記載の通り、行使価額修正選択権を付しております。当社の属する IT サービス業界は市場環境の大きな変動が発生しやすい業界であると認識しており、当社の事業進捗と株価動向の連関性が低下する状況も想定されます。このような状況においても当社の資金需要が発生した場合に、当該需要に機動的に対応するため同条項を採用いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

(i) メリット

- ① 固定行使価額（資金調達目標株価）による調達（第 17 回乃至第 19 回新株予約権）
予め将来の株価上昇を見込んだ上で、行使価額を現状よりも高い水準に固定しております。これにより、当社は株価の上昇局面において効率的かつ現状対比有利な株価での調達が可能になります。
- ② 行使価額修正条項による資金調達蓋然性の補完（第 16 回新株予約権）
第 17 回乃至第 19 回新株予約権の行使期間中、株価が残存する新株予約権の行使価額を下回り、新株予約権の権利行使がなされない状況下において、当社の中長期的な事業成長に必要な資金ニーズが発生した場合には、第 16 回新株予約権の行使許可を行うことで、資金調達を行うことが可能になります。
- ③ 行使価額修正選択権（第 19 回新株予約権）
当初行使価額は固定ですが、当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議することにより、以後、行使価額修正条項が適用されます。当社が行使価額修正選択権を持つことにより、i) 行使期間中に株価が固定行使価額を上回って上昇した場合に、調達金額を増加させることが可能であると共に、ii) 株価が残存する本新株予約権の行使価額を下回る状況においても、資金ニーズの発生に応じた調達を行うことが可能になります。
- ④ 行使許可条項
ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日から 30 営業日の期間に当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。
- ⑤ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は 900,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ⑥ 取得条項
将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を本新株予約権の発行要項第 14 項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

⑦ 資金調達のスランバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第 17 回乃至第 19 回新株予約権について、それぞれの目標価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスランバイできます。

⑧ 財務の健全性の維持

「(2) 調達する資金の具体的な使途」③に記載の M&A 及び資本・業務提携の場合、のれんが一定程度計上されることが想定されます。仮に対象会社の業績悪化等が生じたとしても、新株予約権の行使による新株発行により純資産を増加させることで、減損処理による財務悪化リスクを軽減することができます。

(ii) デメリット

① 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。第 17 回乃至第 19 回新株予約権の当初行使価額（目標価格）は、当社の希望により、平成 29 年 9 月 7 日時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価が目標価格を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に、権利行使がされない可能性

第 17 回乃至第 18 回新株予約権については、株価が長期的に行使価額（第 17 回新株予約権は 2,500 円、第 18 回新株予約権は 3,000 円）を下回る状況等では権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。行使価額修正条項が付されている第 16 回新株予約権及び当社に行使価額修正選択権がある第 19 回新株予約権による補完は、それぞれ当該新株予約権 3,000 個及び 1,500 個の範囲に限定されているため、調達できる資金には限りがあります。また、株価が下限行使価額（いずれの本新株予約権についても、当初下限行使価額は 1,525 円）を下回る状況下では、権利行使がされず、同様に資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の通り、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定であり、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り資金調達がなされない可能性もあります。

(iii) 他の資金調達方法との比較

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、今後の当社の成長性を鑑みた場合、より高い株価で段階的に資金調達を行う方法が適切であると考えられるため、行使価額が現在の株価よりも高く、かつ資金調達における機動性を

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

有した本新株予約権の発行により、資金調達方法を確保する必要があると判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

⑤ MS ワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）は、潜在株式数は予め固定されているものの、行使価額の下修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また現状対比低い価格で新株式が発行されることにより、当社の株価に悪影響を与えるおそれがあります。

本発行においては、第 16 回及び第 19 回新株予約権について MS ワラントを採用しておりますが、いずれの本新株予約権についても、下限行使価額を平成 29 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値とすることで、現状対比低い価格で新株式は発行されません。

⑥ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記②の株主割増資と同様に、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

⑦ 社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。当社の事業特性、財務状況及び本件の資金使途を勘案し、資本金調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金（注 1）	2,209,754 千円
本新株予約権の発行価額の総額	2,207,500 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,254 千円
② 発行諸費用の概算額（注 2）	6,500 千円
③ 差引手取概算額（注 3）	2,203,254 千円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額です。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額です。

3. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計 2,209,754,000 円（差引手取概算額の合計 2,203,254,000 円）となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。なお、具体的な時期及び配分については具体的な投資機会及び事業環境に応じて適宜判断してまいります。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

具体的な使途	金額（百万円）	支払予定時期
① モバイルゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用	1,203	平成 29 年 9 月～ 平成 32 年 10 月
② M&A 及び資本・業務提携に係る費用	500	
③ 広告宣伝等のプロモーションに関わる費用	500	

当社は上記の通り、モバイルゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用、M&A 及び資本・業務提携に係る費用、広告宣伝等のプロモーションに関わる費用へ充当する予定です。なお、現時点においては上記記載の順序での調達資金の充当を想定しております。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載の通り 2,203,254,000 円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正（第 16 回及び第 19 回新株予約権についてのみ）又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記①～③の費用が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済充当する予定です。また、②の使途に関しては、当社の企業価値の向上に資する M&A 及び資本・業務提携といった投資機会が実現しない場合には、継続的な事業成長を目的として調達資金の一部又は全部を①及び③への資金使途の見直しを行う可能性があります。資金使途の見直しを行い、実際に、調達した資金を下記に記載される使途に充当することを決定した場合には、決定時期に応じて、有価証券報告書又は四半期報告書に記載するほか、取引所において適時開示を行います。

① モバイルゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用

ゲームタイトルを開発することを目的とし、開発人員の採用や育成による人件費、システム開発等の外注費等、開発資金として 1,203 百万円を充当する予定です。「2. 募集の目的及び理由」でも記載した通り、当社の中心事業であるモバイルインターネット関連事業を取り巻く環境は、スマートフォン端末の高性能化や通信速度の向上により、より高精細な画像や迫力のある音楽等の表現が可能となり、ゲーム開発に求められるクオリティの水準が上昇しております。モバイルゲーム事業のゲーム開発では、ゲーム性や表現力を高めることによって既に市場にリリースされているタイトルとの差別化を図る必要があり、当社においてもゲームの世界観やストーリー、ゲームシステム等をより詳細に設定、構築することでそれらを高める取り組みを行っております。そのため、各開発プロセスにおける開発及び制作の工数が増えており、開発人員数、制作費等の外注費の増加、サービス提供までにかかる開発期間が長期化しているため、開発コストが増しております。本新株予約権による資金調達により、ゲームタイトルを開発する体制を強化することで、より高い付加価値の創造ができるものと考えております。

② M&A 及び資本・業務提携に係る費用

ゲームタイトルを開発するための開発リソースやゲームコンテンツの表現力、ゲーム性を高める技術力を有していると考えられる企業、当社が営むモバイルゲーム事業及び広告事業の周辺領域であるゲーム企業向けの営業支援やインターネットコンテンツのマーケティング領域等の新規事業サービスの立ち上げをできるような企業との M&A および資本・業務提携費用として 500 百万円を充当する予定です。なお、現時点において具体的に計画されている M&A 等はありませんが、今後案件が具体的に決定された際には、適切に開示いたします。

なお、以上のような M&A 等の投資機会が実現しない場合には、上記の通り、①開発・制作費用もしくは③プロモーションに関わる費用に充当する可能性がございます。

③ 広告宣伝等のプロモーションに関わる費用

当社で配信するゲームタイトルの認知向上及びユーザー獲得を目的とし、インターネットや TV その他の広告媒体を利用した広告に加えリアルイベントやキャンペーン等の多面的なプロモーションを行うための資金として 500 百万円を充当する予定です。なお、具体的なタイトル及び広告媒体の選択については未定ですが、事業環境に応じて適宜判断してまいります。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

以上の施策を目的に、当社は平成 29 年 9 月 8 日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社が今期の通期戦略にも掲げる「持続的成長構造の構築」の基盤となる、モバイルゲーム事業の競争優位性を維持・向上させ、売上規模の拡大及び財務基盤の強化を通じた当社グループの中長期的な発展を志向しています。

割当予定先による本新株予約権の権利行使により、一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主利益の向上につながるため、当該資金の使途は合理的であると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提（行使期間中の任意の時点以降において株価が権利行使価額を上回り割当予定先による権利行使が見込まれる場合に割当予定先による行使許可申請がなされ当社が割当予定先からの行使許可申請に応じること、株価が上昇し修正後行使価額が第 19 回新株予約権の当初行使価額を上回る場合に行使価額修正選択権が行使されること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社による行使許可がなされた場合には割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うことを含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を、第 16 回新株予約権は 270 円、第 17 回新株予約権は 253 円、第 18 回新株予約権は 240 円、第 19 回新株予約権は 221 円としています。また、本新株予約権の行使価額は今後の当社の成長性を鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現することを目的として、割当予定先との協議により、第 16 回新株予約権及び第 19 回新株予約権の下限行使価額を平成 29 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とし、また、第 17 回乃至第 19 回新株予約権の当初の行使価額については、平成 29 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第 17 回新株予約権は 63.9%、第 18 回新株予約権は 96.7%、第 19 回新株予約権は 129.5%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、当社監査役全員から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 900,000 株（議決権数 9,000 個）であり、平成 29 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 4,370,900 株及び議決権数 43,700 個を分母とする希薄化率は 20.59%（議決権ベースの希薄化率は 20.59%）に相当します。

なお、①ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本スキームの他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ド

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

イツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は 900,000 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（平成 29 年 6 月 30 日現在の総議決権数に 9,000 個を加えた数を分母として計算しております。）は 17.08%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって目標価格で行使されるため、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②前述の通り、本新株予約権の発行及びドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、一層の事業拡大と財務基盤の強化のために充当し、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能になった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、今般の資金調達については、①本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される株式数 900,000 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 548,493 株であり、一定の流動性を有していること、②当社がドイツ銀行ロンドン支店に対して本新株予約権の行使許可を行う際、その時点における当社株式の出来高及び売買代金の状況から流動性を考慮した上で、行使許可を与える新株予約権数を制限することも可能であること、③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ドイツ銀行ロンドン支店

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート 1 番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	取締役会会長 ジョン・クライアン (John Cryan)
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金	3,531 百万ユーロ (平成 28 年 12 月 31 日現在) (457,794 百万円) 換算レートは 1 ユーロ 129.65 円 (平成 29 年 7 月 31 日の仲値) です。
(6) 設立年月日	1870 年 3 月 10 日
(7) 発行済株式数	1,379,273,131 株 (平成 28 年 12 月 31 日現在)
(8) 決算期	12 月 31 日
(9) 従業員数	99,744 名 (常勤相当、連結、平成 28 年 12 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	投資家及び発行体
(11) 主要取引銀行	-
(12) 大株主及び持株比率	ブラックロック・インク 5.95% パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド 3.05% スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド 3.05% ハイナン・ジアオグアン・ホールディングス・コーポレーション 3.04%

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)

決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
連結純資産	68,351	62,678	59,833
連結総資産	1,708,703	1,629,130	1,590,546
1 株当たり連結純資産(ユーロ)	49.32	45.16	42.74
連結純収益	31,949	33,525	30,014
連結当期純利益	1,691	-6,772	-1,356
1 株当たり連結当期純利益(ユーロ)	13.4	-5.06	-1.21
1 株当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.08	0.11

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 換算レートは 1 ユーロ 129.65 円 (平成 29 年 7 月 31 日の仲値) です。

決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
連結純資産	8,861,707	8,126,203	7,757,348
連結総資産	221,533,344	172,321,705	206,214,289
1 株当たり連結純資産(円)	6,394	5,855	5,541
連結純収益	4,142,188	4,346,516	3,891,315
連結当期純利益	219,238	-877,990	-175,805
1 株当たり連結当期純利益(円)	173.73	-656.03	-156.88
1 株当たり配当金(円)	97.24	0.00	14.26

※なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、ドイツ銀行グループを含む国内外の金融機関に相談し、資金調達の方法の説明や提案を受けました。その後、当社は平成 29 年 5 月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達方法であるとの結論に至ったため、本日、平成 29 年 9 月 8 日付の取締役会において、本件実施を決議いたしました。

上記の通り、当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、「(iii) 他の資金調達方法との比較」に記載の通り、他の資金調達方法を含めて検討した結果、今回の資金調達では、本スキームのような、当社の業績や企業価値が向上する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えておりました。ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

現状対比高い株価での調達を目指すものであり、既存株主の利益に配慮すると同時に、当社にとってより有利な価格での調達が可能です。またターゲット株価を段階的に設定することで、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化すると共に、当社の中長期的な業績や企業価値の向上とそれらに応じた資金調達を組み合わせることができるスキームとなっております。さらに、本スキームには行使許可条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可申請がなされた都度、当社が調達の有無を判断することができます。

行使許可条項を付与した行使価額固定型の新株予約権による資金調達手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成 19 年 2 月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で 26 件の実績を有しており、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であると判断いたしました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定であり、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があるとの口頭により確認しております。

また、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程」第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、ドイツ銀行ロンドン支店と締結する本買取契約において、第 16 回及び第 19 回新株予約権につき、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の半期レポート（平成 29 年 7 月 27 日提出）に記載されている財務諸表等から、純資産額は 663 億ユーロ（約 85,904 億円、換算レート 1 ユーロ 129.65 円（平成 29 年 7 月 31 日の仲値）（連結、平成 29 年 6 月 30 日現在）であると確認している他、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権の払込期日の 180 日後に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、割当予定先の事前の書面による承諾なしに、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転若しくは処分及びこれに類する一定の行為（但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割による新株式発行、当社ストックオプション制度その他役員向け株式報酬制度に基づく新株予約権の付与及びその権利行使による当社普通株式の発行又は交付を除きます。）を行わない旨を合意しています。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第 117 号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 3 月 31 日現在）		
氏名	持株数	持株比率
株式会社セプテーニ・ホールディングス	1,306,500	29.89
尾下 順治	165,300	3.78
株式会社 SBI 証券	128,300	2.94
松井証券株式会社	75,800	1.73
長谷川 幹	61,000	1.40
日本証券金融株式会社	60,200	1.38
野村証券株式会社	41,199	0.94
入野 八郎	33,000	0.75
元井 理志	32,400	0.74
株式会社アサツーディ・ケイ	30,000	0.69
永富 義人	30,000	0.69

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

当社は、本スキームにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大と財務基盤の強化を志向しており、これは中長期的に株主価値の向上に資すると考えております。

また、本資金調達による平成 29 年 9 月期の通期業績への影響はないと見込んでいます。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
連結売上高	3,392	3,072	3,200
連結営業利益	56	4	△377
連結経常利益	53	△2	△385
親会社株主に帰属する当期純利益	21	△130	△459
1株当たり連結当期純利益（円）	4.80	△29.83	△105.01
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	362.66	332.83	225.77

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年7月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,370,900株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	498,500株	11.4%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社の役職員等に対して発行された新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
始値	862円	3,210円	936円
高値	4,420円	6,240円	4,710円
安値	490円	817円	586円
終値	3,120円	938円	1,418円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	1,408円	1,320円	1,220円	1,300円	1,393円	1,703円
高値	1,761円	1,325円	1,385円	1,650円	1,722円	2,346円
安値	1,309円	1,066円	1,191円	1,290円	1,360円	1,420円
終値	1,323円	1,220円	1,297円	1,387円	1,663円	1,861円

（注）平成29年5月の状況につきましては、平成29年5月18日現在で表示しています。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年9月7日現在
始値	1,600円
高値	1,619円
安値	1,506円
終値	1,525円

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- (4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

◇第 16 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第 16 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 810,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 9 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 9 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 300,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 3,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 270 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,525 円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
 行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前の取引日（以下「算定基準日」という。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
 なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が 1,525 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- (2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成29年9月26日(当日を含む。)から平成32年9月25日(当日を含む。)までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり270円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 新宿中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を270円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

◇第 17 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 632,500 円
3. 申込期日 平成 29 年 9 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 9 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 250,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
 その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 2,500 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 253 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、2,500 円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第 11 項に従い調整される。

10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- 普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要のあるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成29年9月26日（当日を含む。）から平成32年9月25日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり253円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を253円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

◇第 18 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 480,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 9 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 9 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 200,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 240 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、3,000 円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第 11 項に従い調整される。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- 普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成29年9月26日（当日を含む。）から平成32年9月25日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり240円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を240円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

◇第 19 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 331,500 円
3. 申込期日 平成 29 年 9 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 9 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 150,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,500 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 221 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、3,500 円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
当社は平成 29 年 9 月 25 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前の取引日（以下「算定基準日」という。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が 1,525 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる修正を行うことができない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \left[\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わ

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- ない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成29年9月26日（当日を含む。）から平成32年9月25日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり221円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とす

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- る。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 20. 払込取扱場所
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 新宿中央支店
 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 221 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載の通りとする。
 24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。